

2018年7月1日

各 位

組 織 名 IYAS コミュニケーションフィールドデザインズ
代表者職氏名 代表 湯 浅
問い合わせ先 t.yuasa@iyas.yuasa.org



規約の改訂について

当団体は、規約第15条の定めるところにより、2018年7月1日に代表の専決処分にて規約の改訂を実施しましたのでお知らせします。

記

1. 番号法への準拠

当団体は現在、「(営利を目的としない) 人格のない社団」として運営しておりますが、税務上での区分を明確にするため、番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)及び国税庁の見解に準拠するよう規約を改訂することを主目的としています。

・法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(「人格のない社団等」という。)

→ 当団体では既に代表者を定めており、今改訂で変更はありません。

1. 団体としての組織を備えていること、

→ 当団体は、団体としての組織を備えています。

2. 多数決の原則が行われていること、

→ 第9条に規定しました。

3. 構成員が変更しても団体そのものは存続すること、

→ 第7条に規定しました。

4. その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること、

→ 第7～8条(代表の方法)、第9条(総会の運営)、第10～11条(財産の管理)に規定しました。

2. 活動目的の変更

当団体では、設立以来、営利事業は実施しておらず、第2条(組織種別)に営利を目的としないことと定めておりますが、第5条(目的)にも、「営利を目的としないもの」と明文化し、また、目的の文言を実情に合うよう「コンピュータ及び電気通信に関する調査、研究、開発」と改めました。ソフトウェア開発は、コンピュータに関する開発に含め、インターネットの調査研究については電気通信へ変更し、インターネットに限らない電気通信全般(アマチュア無線業務など)の活動を明文化しました。

3. 代表在任中の死去の場合についての規則

代表が在任中に死去した場合、団体資産の管理について、後任の代表が引継ぎを円滑に実施できるよう、代表の相続人(親族)に、一旦代表としての地位を承継して頂くことを規定しました。これは、親族でない他の構成員が死去後代表となる場合、通帳や印章などの物理的な書類類の円滑な引継ぎには親族の協力が必要となることから、代表は日頃からその管理方法を相続人に報告しておくことや、承継による代表は、6か月以内に総会を招集して、新代表を改めて選出する必要があります。

以 上